会　　議　　録

付属機関又は会議体の名称		教育に関する事務の点検・評価委員会（第 3 回）
事務局（担当課）		教育委員会事務局　教育総務部　教育総務課
開催日時		平成 22 年 9 月 2 日（木）午後 2 時 30 分～午後 5 時
開催場所		豊島区役所分庁舎A館 3 階　教育委員会室
出席者	委員	飯塚峻委員長、角田元良委員、和田健男委員
	関係者	教育総務部長、学校運営課長、学校施設課長、地域・学校連携係長、学校運営係長、学校施設担当係長
	事務局	教育総務課長、教育総務課庶務係長、教育総務課主事（1 名）
公開の可否		(公開)・非公開・一部公開　　傍聴人数　0 人
非公開・一部公開の場合は、その理由		
会議次第		1. 第 2 回教育に関する事務の点検・評価委員会会議録の承認について 2. 各課ヒアリング・事業評価 (1) 部活動維持 (2) 学校ICT環境整備事業 (3) 学校安全安心事業 (4) 小学校大規模環境整備事業経費（安全・安心な学校づくり交付金対象事業） (5) 小学校みどりの整備事業経費・中学校みどりの整備事業経費

審　議　経　過

【議事】

委員長：ただいまより、第3回教育に関する事務の点検・評価委員会を開会します。

１．第2回教育に関する事務の点検・評価委員会会議録の承認について

委員長：はじめに、第2回の議事録の確認ということですが、いかがでしょうか。

（文言の一部訂正・削除を行い、承認される。）

委員長：続きまして、各課のヒアリングと事業評価の審議を行います。

２．外部評価の審議

（１）部活動維持

（事務局よりヒアリングと事業評価の実施方法等について説明する。）

（引き続き、教育総務課長より事業概要を説明する。）

委員長：ありがとうございます、何か質問等はありますか。

委員：外部指導員の登録が41名ということで、一校平均で5名程度ということですか。

教育総務課長：多いところで10名程度、少ないところで2名というところもあり、学校によってバラツキがあります。

委員：これは学校の方で顧問の人事異動があったときに、教育委員会の方で補充していただいているのですか。それとも学校の方で探すのでしょうか。

教育総務課長：人材バンクということで、教育委員会で登録簿を持っており、学校長や登録団体、教育機関などの推薦によって人材を登録しております。その中から、学校に紹介させていただいて、学校長の面接を経て指導者として招くというシステムになっております。ただ、適材となる方がいらっしゃらないと部活動の存続がスムーズにいかないという問題があります。

委員：ということは、地元の、地域の方ではないということも大いにありうるということでしょうか。人材バンクに登録されている方が、たとえば、巣鴨や駒込あたりの方が明豊中に行って指導することもあり得るということでしょうか。

教育総務課長：そういったことも十分にあり得ます。

委員：実例も実際にあるのですね。

教育総務課長：あります。

委員：指導する顧問の先生が来れば、その方は終わりということですか。

教育総務課長：年度毎の更新となっておりますので、そういうことも十分に考えられます。

委員：学校で部活動の顧問をやる先生は少なくなっていくということなのでしょうか。

教育総務課長：東京都の教育委員会によると、例年約200の部活が休・廃部に追い込まれているという実態がありますので、新たにこの6月から人材登録のモデル事業を開始し、登録や紹介を始めたくらいですから、地域の方を活用するような形で人材を補っていかないと部活動の存続が危ぶまれている状況かと思います。

委員：わかりました。

委員長：手当が1回3,000円というのは土日のことですか。

教育総務課長：1回あたりの金額です。学校の授業終了後、部活動が終わるまでということ

になります。
委員長：ということは、週 7 回やっている方もいるということですか。
教育総務課長：週 6 回を限度としており、上限を 90 回で設定しています。その範囲で指導していただき、超える部分につきましては実績が出てきますので、予算の余った部分を比例配分するという形で行っております。
委員長：学校の小規模化で部活動の指導者がいても人材が集まらないという問題はいかがでしょうか。
教育総務課長：十分に考えられると思います。そうした場合には、合同チームを組むなどの対策を考えていく必要があるかと思います。少なくとも、豊島区の子どもたちの体力向上という部分を考えますと、東京都平均を下回っているという問題もありますので、自分が好きなスポーツに取り組める環境を整えなくてはいけないと考えております。
委員長：小規模の中学校の校長や副校長が相談に来るといったことはありますか。
教育総務課長：この事業は、派遣に関する取り組みとなりますので、直接相談に来るということはありません。
委員長：指導者の問題で学校の人事異動の問題もありますが、各校長が候補者の名簿を提出するということですか。
教育総務課長更新が可能で、1 回登録すれば更新を妨げないこととなっておりますので、派遣は年度ごととなりますが、引き続き希望があれば、同じ学校に派遣することもあります。
地域・学校連携係長：実態としては、指導してほしい方を学校長に推薦していただき、登録のうえ、学校に紹介するという形になります。
委員：基本的には、学校長が推薦するということでしょうか。
教育総務課長：学校長や登録団体、教育機関等からの推薦ということになります。
委員：ということは、学校長の人脈というのが重要で、新たに赴任された学校長には不利があるといったことにはなりませんか。
教育総務課長：おっしゃる部分もあるかと思います。
委員：外部指導員が見つからず、廃部に追い込まれたということはないですか。
教育総務課長：把握しておりません。
委員長：そういったケースもあるかと思います。学校の教員が顧問をやりたがらないという状況があります。ここに問題があるかと思います。ひとつは、教員の高齢化です。もうひとつは、教員が自分の時間を作りたいからということがあります。そういったことで相談はありませんか。
教育総務課長：学校内部の話ですので、こちらには相談が来ておりません。
委員長：中学生の体力向上を図るという点で重要です。それと非行防止にも役立つのではないかと思います。非行防止の観点からも重要な部活動が軽んじられている状況もあるのではないかと思います。そのあたりへの配慮も必要ではないかと思います。各学校でここが問題だという事例を常に把握しておくことが大事なのではないでしょうか。
教育総務部長：部活動の課題については、教育総務課と教育指導課が共同して取り組んでおります。こちらで申し上げているのは人員の確保の問題です。教育総務課では、より多くの外部指導員の確保、充実に取り組んでいる状況です。学校での活用状況などの実態が伝

わるように連携していきたいと思います。また、休廃部に追い込まれたケースや部活動に積極的でないといったケースについては教育指導課のほうで確認し報告をするようにしていきたいと思います。

委員長：実態調査も必要かと思います。もうひとつ、大学との連携を活用して、より専門に近い指導者を派遣してもらうことも必要かと思います。

委員：先生方の人事異動が４月だと、それから顧問の先生のいる、いないがわかるという状況ですよね。それから外部指導員を手当するということでしょうか。

教育総務課長：前年度と同じ方であれば問題ないかと思いますが、新たに派遣を希望されるとなると手続きが必要になります。

委員：隣接校選択制でその学校の部活動に入りたくて選んだのに、その顧問の先生が異動してしまったということで休廃部に追い込まれてしまう、ということもあり得るとなると、隣接校選択制との絡みを含めて大変重要になってくるのではないかと思います。教育指導課との連携を含めて拡充していただければと思います。

委員長：財政的背景はかなりしっかりしていると思います。

教育総務部長：大変厳しい財政状況ではございますが、平成 20 年度から増額もされております。体力の向上の面からも部活動の意義への認識は高まっているものと思います。

委員長：ぜひ、充実を図っていただければと思います。よろしいでしょうか。

（２）学校ＩＣＴ環境整備

委員長：それでは事業概要の説明をお願いいたします。

（学校運営課長より事業概要を説明する。）

委員長：ありがとうございました。ご質問を受けたいと思いますがいかがでしょうか。

委員：ノート型とデスクトップ型はどのように配備しているのでしょうか。

学校運営課長：教員用のパソコンのうち、個人用はノート型です。個人用のほかに職員室に共用のものが２台ありますが、こちらはデスクトップです。

委員：学習用の方はいかがですか。

学校運営課長：パソコン教室のものはデスクトップです。今回、学校ＩＣＴ環境整備事業の目玉となりましたのは、普通教室でＬＡＮ環境を整備して使えるようにしたことで、持ち運びを考慮して、ノート型としています。

委員：充電ですとか管理については対策などを考えていますか。

学校運営課長：今一番悩ましいところです。校内ＬＡＮの工事がようやく終わったところですし、昨年度末に端末の配布が完了したところで、活用の条件整備についてはこれからになります。ただ、普通教室は無線ＬＡＮでつなぐような環境整備を考えております。充電につきましては、その都度というのは負担にもなるので、授業の前に充電しておける仕組みを考えておく必要はあるかと思います。

委員：私が前にいた学校では、無線ＬＡＮで移動式の収納庫に入れておくと自動で充電できるようにしてありました。それをパソコン教室に保管しておくことになるかと思うのですが、管理の問題と便利さの問題が両立しないところがあります。自由度を高めることと管理の問題をどうするかが難しいところかと思います。あと、子どもの学習用のパソコンですと、ソフトの問題が出てくるかと思います。もうひとつは、教員用ですと、ＵＳＢメモ

リの管理の問題が出てきます。危機管理の問題がよく新聞で出てきますが、原則としては、校内でやらなくてはいけないことですが、現実には持ち帰りということもあるかと思います。そのあたりの対策をどうするかです。最後に学校のホームページの問題があるかと思います。充実させる必要があるかと思いますが、先生方が入力する時間はなかなかとることができない。そういうことに対するＩＣＴ支援員のサポート体制とその拡充について、見通しをお聞かせ願いたいと思います。

学校運営課長：今回の導入に合わせまして、教育指導課でデジタル教科書を購入し配付しております。それについての評価も必要ですし、学習用パソコンの中にもデジタル教材ということで、ある程度の教材が入っておりますので、まずは各教室のデジタルテレビや電子黒板で活用をお願いしております。また、教育指導課が中心となって、ＩＣＴの活用についての事例をマニュアルのようにまとめて昨年度末に配付すると同時にＩＣＴ活用検討部会を立ち上げて各学校の先生方にお集まりいただき活用についての検討を行っているところです。その中で、どのようなソフトが必要かを検討していただいております。

委員長：いかにいいソフトを作るかが大きな課題です。至難の技かもしれませんが、英知を集めてチームを作って最も児童・生徒に最適なソフトが作れるかだと思います。拒否反応を示す教員もいるかもしれませんが、教育委員会としてどのように教員に活用させるかが重要です。

学校運営課長：教育指導課長とも話をしているところですが、デジタル教科書を買うとなると莫大な予算が必要ですし、必ずしもそれが良いのかどうか判断をする必要もあります。熱心な先生は、ご自身で開発されたりもしております。各学校の成果を取りまとめて、どの先生でも使えるようにできるシステム環境を整えていく方が、豊島区の学校で授業に有効なツールができていくのではないか、ということで、先進的な取り組みをしている事例を共有化したいと考えております。

委員：各学校の教室用に入れたノート型パソコンの使い道はどのような目的になっていますか。

学校運営課長：わかりやすい例ですと、調べ学習のためです。クラスの班ごとの学習用で 4～5 人に 1 台で活用したりすることを想定しています。

委員：その使い方で、生徒が独占してしまうなどといったこともあるかと思いますが、管理の方法は考えていますか。

学校運営課長：きちんとした管理の下に各学校でルール作りをしていただくことが必要になるかと思います。ＵＳＢメモリについてですが、今回の整備以前から都教委より通知が出されているところで、教育委員会内部においても検討しているところです。事務方としては、個人情報の持ち帰りは禁止としたいところですが、学校現場においては難しいところがあります。今回の整備の前になりますが、情報の持ち出しについては、持出用のＵＳＢメモリを限定して、セキュリティの高いものを教育委員会から配付しました。そのＵＳＢメモリに限って、個人情報のセキュリティレベルの低い情報について持ち出しを学校長が許可するというようにしております。徹底されているかについては、確認をしておりませんが、各学校の校務用パソコンの中に、持出用のフォルダを作成してあり、持ち出す情報を仮置きして、学校長からの許可を得た上で、ＵＳＢメモリにコピーするようにルール付

けております。実際は検証が行き届いていないというのが現状です。

委員長：校長は信頼しているのでしょうが、教員がなくした時にはどのようにするかというのは大きな問題だと思います。区役所の職員はどうなっているのですか。

教育総務部長：区役所の職員も個人情報の持ち出しは原則として禁止です。教育委員会から配布したＵＳＢメモリは、万が一、紛失したとしてもパスワードでロックがかけてあるため、情報を見ることができないようになっております。本来であれば、全面的に禁止したいと考えております。将来的には持ち帰りしなくてもいい環境を作りたいと考えておりますが、現時点では制約を設けて必要最小限で持ち出しを許可しているということです。

委員長：いずれにしても万全の対策をとっていただくことが大切かと思います。

委員：これから指導要録がＩＴ化して、そのものを入力できるようにしようという話が出ています。ますます今後持ち帰って仕事をするということが出てくるかと思います。そうした時に、パスワードの管理をしっかりとしていく必要があるかと思います。もしも紛失したとしてもそれが開けないようなセキュリティを施すことが必要なのでしょう。後は外から入ってきたときのセキュリティをどうするかという対策もありますが、今の段階ではこのあたりが限界なのでしょう。

学校運営課長：そういう意識を持つということが重要ではないかと思います。個人情報を持って帰る時には、絶対にどこにも寄らないという、持っているという重要性を意識する必要があるかと思います。

委員長：将来は指導要録がＩＴ化されるのでしょうか。

委員：そうなるという話です。

委員長：そうなると内容が全部見られてしまうこともあるということになります。

委員：ある程度見られてしまう、情報が漏れてしまうという前提で物事を考えていく必要がありますし、その方向で進まざるを得ない状況にあります。

委員長：こういった問題の行きつく先は裁判となります。指導要録をパソコンで入力することになると、漏れてしまう可能性があるから、本当のことが書けなくなる恐れが出てくると思います。

学校運営課長：ＩＣＴ支援員についてですが、現在、機器の整備とともに月２回派遣しております。昨年度から来年度まで緊急雇用創出制度を活用して追加で派遣しております。通常の学校には月４回、電子黒板を各教室に配置しているモデル学校については月８回で週２回相当派遣されております。ＩＣＴ支援員につきましてはＩＣＴ活用について支援することが目的の委託契約で行っておりますので、支援員のほうから学校に対して提案を行い、相談をして学校側が行うということになります。例えば、ホームページの更新についてもリニューアル等を含めてかなりの支援を行っております。最終的には各学校でできるように支援員がやり方等を含めてサポートしていくということが必要かと思います。また、この夏休みを利用してＩＣＴ支援員が校内研修を行ったという事例もあります。各学校の必要性に応じて、ＩＣＴ活用の底上げを大いに期待しているところです。

委員長：全校に配置されているのでしょうか。

学校運営課長：派遣ということではありますが、各学校に週１回は派遣されています。

委員：時間はどのようになっていますか。

学校運営課長：一日です。
委員長：よろしいでしょうか。
（委員から質問なし）
委員長：では、次にまいりましょう。
（３）学校安全安心事業
（学校運営課長より概要を説明する）
委員長：ありがとうございました。何かご質問、ご意見ございますか。
委員：巡回指導とはどういったことでしょうか。5校しか回っていないということですが。
学校運営課長：今は警察ＯＢといった人材がいないため、現職の警察の方にお願いしているところなのですが、学校の通学路や学区内の危険なところがないかを学区内の保護者が行うパトロールとは別にプロの目で確かめていただき、ご指摘いただいているところです。
委員：今、子どもが、危険な個所をピックアップして書き出したりしていますよね。まず、地域で危険な個所を子どもたちに分からせてなくそうというものですが、それをやっている学校は結構ありますよね。そういったものはこの事業と関連しているのでしょうか。
学校運営課長：学校として実施している学校もあると聞いております。
委員：関連した事業として予算を少し移して、子どもたち自身に危険な場所を知らせたり、自分で守ることを知らせるようなことをもっと積極的に事業化することは考えていらっしゃらないのでしょうか。
学校運営課長：安全マップは各学校でやっていることではないかと思います。この事業は、保護者向けに行っている事業と位置付けられております。
委員：保護者と子どもと両方の意識が高まって安全となるかと思いますが、その時にこの巡回指導をぶつけて話を聞くなどした方が事業の効率がよいのではないかと思います。
学校運営課長：やり方については、まだまだ工夫の余地があるかと思います。巡回指導に学校の先生に参加していただくとか、成果を学校にお返しして、子どもたちに広げていくことが必要かと思います。
委員：その成果が子どもたちのマップ作りに活用されるような連携があるとよいのではないでしょうか。
委員長：豊島区では痴漢や変出者がよく出る地域があったりそういった話がよくあったりということはありませんか。
教育総務課長：警視庁の安全・安心メールというものに登録していますが、昔は一日置きぐらいにメールが来ていましたが、地域の方のご協力のおかげでメールの回数が減ってきているように思います。
委員長：地域の連帯性というものを掲げていますから、自分の子ども以外は関係ないという住民が増えている中で、変出者の問題は防ぎようのない問題です。そういうことを念頭に置いて学校としては学校の安全を守るということが必要です。
委員：校区がきっちりとしている分には、地域の方がしっかりと守れば対応できますが、隣接校選択制のように違う区域から子どもたちが来ると、顔がわからないし、どういう経路で来るかは地域の方にはわからない状態ですから、どこに助けを求めたらよいかを徹底できていない状況にあるかと思います。池袋のような繁華街と雑司が谷のような住宅街では

全く対応が異なります。スクールガードリーダーの役割と係わってくるのかと思うのですが、区の中には警察署は何か所ありますか。

学校運営課長：3 署あります。

委員：そのあたりの役割分担がある学校とはできているのがスクールガードリーダーかとは思うのですが、そのエリアを守っていくという感覚はどうなのでしょうか

学校運営課長：この制度とは別に、スクールサポーターという制度がありまして、それぞれの警察署の管轄のエリアの学校を訪問しています。

事務局：特に、巣鴨署は強化されている地区でスクールサポーターが 2 名配置されています。

委員：子ども 110 番というようなポスターを作って何かあった時には逃げ込めるようになってきています。区域外の子どもへの周知・徹底をどのようにしていくかが校外での安全を守っていく上では非常に大きな問題になるかと思います。それと、校内安全でスクールガードやスクールサポーターとどのように連携していけるか、地域の方やシルバー人材センター、ＰＴＡの方とどれだけ学校の中の安全を、外部からの安全を確保していく対策を絶えず行っていくかが課題といえるかと思います。

教育総務部長：ご指摘いただいた、地域の安全といったことへの取組は個々の学校では充実してきておりますが、通学範囲が広くなっているという状況があります。こうした課題に取り組むため、豊島区では現在、セーフ・コミュニティという取組を行っており、中学校の学区の範囲で地域協議会を作り、ＰＴＡの方や警察・消防、地域の方などに集まっていただき、それぞれの行っている取組で連携していこうと取り組んでいるところです。これを区全域に広げることでセーフティ・ネットをきめ細かくしていくことで、そういった課題の解消につながっていくのではないかと思っております。教育委員会としてもこの取組に積極的に係わっているところです。

委員長：多方面からの取組は非常に重要ではないかと思います。

委員：今、学校では警察を呼んで、セーフティ教室に積極的に取り組んでいます。中学校では携帯電話の使い方ですとか、小学校 1 年生ですと校長や担任の先生が学区域を回って子ども 110 番のポスターの貼ってある場所を一軒ずつ確認したりしている学校もあります。行政の方で連携を大きくしていただけるとよいかと思います。

委員長：こうした問題は、地域を地域の中で守っていくという意識を高めていくことが大事ではないかと思います。他にはよろしいでしょうか。

委員：継続してやるということ、組織が形骸化した組織ではなく実働部隊として動くことができるか、それを地道に深めていくことが重要ではないかと思います。

委員長：ありがとうございました。

（４）小学校大規模環境整備事業経費（安全・安心な学校づくり交付金対象事業）

委員長：それでは、ご説明をお願いいたします。

（学校施設課長より事業概要を説明する。）

委員長：ありがとうございました。ご質問やご意見はございますか。

委員：今まで、防火扉は機能していなかったのですか。古くなったから取り替えたということでしょうか。

学校施設担当係長：平成 18 年度に調査をいたしまして、防火扉、防火シャッター、煙探知

機の不備な学校が判明しました。そこで、平成 20 年度から 3 カ年かけて改修することといたしました。各年度 25 か所程度になるように割り振っているところです。法令に準じての対応ということになります。

委員長：本来なら、1 年で終わらせないといけないことではありませんか。財政面での問題でしょうか。

学校施設担当係長：はい、1 年で完了するには経費が大きすぎます。

学校施設課長：本区では完了しておりますが、耐震補強についても同じことが言えます。各自治体とも財政面で追いつかない部分がありますので、一気に対応することが難しい状況であります。

委員：それなら、耐震補強と合わせてやればよかったように思いますが、なぜできなかったのでしょうかという話になりませんか。

学校施設課長：耐震補強は別の補助金での対応となりますので、その時は補助金の対象だったので行ったということになります。今度は、この補助金が出るということで対応しているところです。

委員：ということはずっと気づかなかったということなのでしょうか。

学校施設担当係長：朋有小を視察した際に不備だったので全校調べた結果、他にも不備なところが出てきたということです。そこで改修しているところです。

委員長：点検の時などにちゃんと作動するか確認はしていますか。

学校施設担当係長：煙感知機の保守契約もしています。点検し、作動するかを確認しています。

委員長：それは年に 1 回は行っているのでしょうか。

学校施設担当係長：はい。もともと、防火シャッターはあったのですが、煙感知機がなかったという状況です。煙感知機方式にするために 3 カ年で改修を行っております。

委員：耐震補強の際に合わせて改修をしていれば、学校に迷惑をかけずにお金も安く済んだのではないかという感じは受けます。

委員：一斉に入った訳ではないから、学校によってみんな違うという状況が出てきます。消防署の方では分かっているけれども、学校の先生がどの程度把握しているかどうかがひとつです。それから、子どもたちがどのようになるかを知っているかです。子どもたちはシャッターが降りるところを見たことがないというのがほとんどです。シャッターが降りることによってどれだけ危険があるかということの実演をして子どもたちに知らせる必要があるかと思います。どういう構造で、シャッターが降りた場合にどのように行動したらよいかを子どもたちや先生にも避難訓練の際に教えておく必要があります。各学校に避難訓練の際に教えていかないと学校の安全につながらないと思います。ぜひ、教育指導課と連携しながら安全に扱えるように徹底していただければと思います。

委員：今新しく設置しているのは、煙感知器と連動して閉まるものなのですか。

学校施設担当係長：そうです。そういうタイプでなかったものをそのように改修しているところです。

委員長：結局、教師が誘導するのですから、教師がそういう意識を持って取り組んでいくしかないかと思います。

委員：教師がいてもいなくても対処できるよう、設備の扱い方や危険性、対処方法を子どもたちにも教えておくことが大事なことなのかなと思います。そのあたりがどこの学校も足りない状況にあると思います。

学校施設課長：我々も設備を設置して事業が終わりと認識しがちの部分もあるかと思います。

委員：防火シャッターに何か挟まった時には、安全装置のようなものが働くようになっているのでしょうか。

学校施設担当係長：新しく設置したものについてはそのようになっています。

委員長：避難訓練の際には専門の方をお呼びして、定期的に訓練をやった方が万が一の時に役立つ訓練になるかと思います。いざという時に混乱が起きて事故が起きないようにしなければいけません。

委員：防火シャッターと避難袋の扱い方を１回は経験させておいた方がいいかと思います。学校で起きなくても、飛行機に乗った時や高層ビルから降りるときなどに役立ちますし、経験しておくことで恐怖心がなくなります。

委員：総合防災訓練の際に、学校でやる時にはそういったことを経験させてみるなど実践的な訓練が必要です。

委員：予告なしでできれば一番よいのですが、難しいと思いますので、実践的な訓練を行うようにしなくてはいけません。ぜひ、教育指導課と連携をとりながら取り組んでください。

委員長：他にございませんか。

委員：トイレの洋式化とありますが、これはただ洋式化しただけですか、ウォシュレットはつけていない状況でしょうか。

学校施設課長：今後、トイレの整備方針を決めたいと考えています。ウォシュレットの他にも和式をひとつ残すかなどの課題があります。ウォシュレットは子どものトイレにはつけない方向で検討しております。

学校施設担当係長：来賓用には設置する方法もありますし、子どものトイレには将来的に設置できるように電源を確保しておき、後から設置する方法もあるかと思います。

委員長：本来であれば、児童・生徒が中心となるのではないでしょうか。確かにどこの学校に行っても来賓用にはついているのを見ます。全部につける必要はありませんが、各階に1～2か所は設置してもよいのではないかと思います。

委員：時代に合わせて取り入れるものは取り入れていく必要はあるかと思います。ですから、各フロアに１台ずつ設置するといった工夫も必要かと思います。

委員長：ある学校では、校舎を改築した際にウォシュレットをすべてのトイレに設置したところ、保護者に評判がよく募集が４割増えたという話もあります。

委員：保護者が学校を見に行って、トイレがきれいだと気に入ってしまうという話もあります。新築、改築が遅れる学校はトイレだけでも先行して改修することも必要ではないでしょうか。

学校施設課長：古い校舎の学校から重点的に進めようかとは考えているところです。

委員：きれいに明るくして、保護者の方が使えるようにして評判を良くすることは重要です。保護者の方の口コミ効果はあなどれません。デパート並みの化粧室にするというのが１番

よいのではないでしょうか。
委員：本庁舎のトイレもきれいになりましたよね、それだけでも印象が変わりました。
委員長：それでは、先に進みましょう。
（５）小学校みどりの整備事業経費・中学校みどりの整備事業経費
委員長：説明をお願いいたします。
（学校施設課長から事業概要について説明する。）
委員長：芝生化を行った学校とそうでない学校との経費の差はどの程度でますか。
学校施設課長：例えば、先日視察していただいた清和小については、今年度維持管理に 150 万円かけております。そのうちの半分が、都の補助金によって 3 年間補助されます。芝生化した学校は毎年、150 万円から 200 万円ほど維持管理に経費が必要となります。芝生化は子どもたちにもよく、ヒートアイランドにも効果がありますが、やはり維持管理費用がかかる状況です。手間もかかりますし、地域の方の負担にもなりますので、なかなか難しいかと思います。全都的にも、なかなか広がらない状況です。
委員：この前も少し出ましたが、雨水利用の件についてですとか、なるべく経費を節減することと、芝生化した学校には経費がかかるわけですから、芝生化していない学校についてその分のメリットのようなものを用意するなど不公平感のないようにしていかないと、義務教育を行う公立の学校ですから、公平性の担保を考えておく必要があるかと思います。
委員長：みどりが必要なのは当然ではありますが、実のなる木を植樹することによって、子どもたちになった実を食させるなど自然の営みを体験させることも必要ではないかと思います。そのあたりは考えていますか。
学校施設課長：学校によっては、そういった木を植えているところもあります。しかし、今植えている木は、あまり手間のかからないものがほとんどです。
委員長：芝生化した学校との不公平感がある場合は、芝生化をしていない学校にはそういった木を植えるというのもよいのではないでしょうか。
教育総務部長：芝生化による不公平感については、芝生化した学校は導入すると維持管理費はかかりますが、同時に芝刈りなどの負担もお願いしているところです。そういった部分ではバランスはとれているかと思います。
委員：これは 3 年間終わっても地域の方がボランティアでやったとしても 150 万円から 200 万円の費用はかかるのでしょうか。
学校施設課長：専門的な知識等が必要となりますから、同様にかかるものと思います。
学校施設担当係長：地域の方には、3 年間、専門的な指導のコンサルタントを入れますので、そのノウハウを蓄積してほしいとお願いしております。それがうまくいくのかはわからない部分もあります。
委員：その結果次第で変わってくるということですね。
学校施設課長：ＰＴＡの方など変わっていきますのでうまく引き継いでいけるかが重要になります。
委員：少し話が逸れますが、天然芝だけではなくて、人工芝も良いものがあるという話を聞きます。1 校くらい試験的に導入するといったことは考えていますか。
学校施設課長：校長の中には、他区での導入の際の経験から、是非人工芝を導入したいとい

う意向はあります。校庭改修の時期に合わせて検討したいと考えております。 教育総務部長：校庭整備についての教育委員会としての方針を出して、土やアーバン、人工芝、天然芝の良いところ、課題を整理した上で、対応していきたいと思います。 委員：校庭の周りに密度の高い樹木を植えていたおかげで、火災の延焼を防いだという神戸の事例もあります。そういうような造りにすることも検討していただきたいと思います。 委員長：他に何かございますか。よろしいでしょうか。それでは、本日予定されていた審議は終了いたします。 （事務局より今後の予定について説明する。） 委員長：それでは、以上を持ちまして終了いたします。	
提出された資料等	資料№３－０１　教育に関する事務の点検・評価委員会（第２回）会議録 資料№３－０２　学校視察評価表（まとめ） 資料№３－０３　外部評価表（白紙） 資料№３－０４　外部評価事業評価表 資料№３－０５　ヒアリング関係資料
その他	次回開催予定 教育に関する事務の点検・評価委員会（第４回） 平成２２年９月９日（木）午前１０時から 場所：豊島区役所分庁舎Ａ館３階　豊島区教育委員会室